

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	呉市 地方税に係る徴収に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、地方税に係る徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和6年7月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	地方税に係る徴収に関する事務								
②事務の内容	<p>呉市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人住民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の賦課額に基づく収納事務 納税額が賦課額より多い場合は、還付又は充当事務 納期限までに納付がない場合は、督促事務 督促後、納付がない場合は、滞納整理事務 納税証明書の申請受付、発行事務 								
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	税務総合情報システム								
②システムの機能	<p>地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の電算処理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 収納管理 <ul style="list-style-type: none"> ・収納状況照会 ・消込 ・還付充当 ・口座振替 ・督促状の発行 ・証明書の発行 ・各種統計資料等作成 滞納管理 <p>地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の滞納管理に関する電算処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者状況管理 ・折衝記録管理 ・納付書作成 ・時効管理 ・納税猶予、換価猶予管理 ・催告書作成 ・実態、財産等調査書作成 ・差押え等に係る書類作成 ・換価等に係る書類作成 ・充当、配当に係る書類作成 ・民事強制換価事件等に係る書類作成 ・滞納処分の執行停止に係る書類作成 宛名管理 <ul style="list-style-type: none"> ・住登者宛名管理 ・住登外、事業所宛名管理 ・共有宛名管理 ・送付先管理 ・納税関係者管理 ・連絡先管理 ・世帯管理 ・他システム連携 統合宛名管理 <ul style="list-style-type: none"> ・番号管理 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[○] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[] その他 ()								

システム2	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の管理 ・各システムの宛名情報を取り込み、同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し、管理する。</p> <p>2. 情報提供(中間サーバに提供情報を連携する) ・中間サーバに連携する各業務システムの情報を集約して管理する。 ・蓄積した情報を中間サーバに連携する。</p> <p>3. 情報照会(中間サーバに情報照会を依頼する) ・各業務の宛名番号で対象者を検索し、中間サーバに対して他情報保有機関が保有する特定個人情報(連携対象)の照会を依頼し、結果を表示する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (特定個人情報を保有する各業務システム, 中間サーバ)</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納管理ファイル 2. 滞納管理ファイル 3. 宛名管理ファイル 4. 統合宛名ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条, 別表の第24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号, 別表の第24の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号, 別表の第24の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項等</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	呉市 財務部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及びその関連者
その必要性	市税の公平な徴収事務を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	1. その他識別情報(内部番号): 対象者を特定するために保有 2. 連絡先等情報: 対象者を正確に把握し通知をするために保有 3. 地方税関係情報: 課税情報を把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	呉市 財務部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民窓口課, 市民税課, 資産税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	市税の収納管理を行うため	
④使用の主体	使用部署	収納課, 市民税課, 市民窓口課, 各市民センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 督促状発送に関する事務 ・納期限経過後未納となっている者を収納情報から抽出して督促状の作成・発送をする。 2. 過誤納金に関する事務 ・収納情報から市税の過誤納金を抽出して還付・充当処理を行う。 3. 口座振替に関する事務 ・収納情報から口座振替申込者を抽出して金融機関へ口座振替を依頼する。 ・金融機関から振替結果を受領して収納情報に反映させる。 4. 納税証明書に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、納税証明書を発行する。
	情報の突合	上記の地方税に係る徴収に関する事務において、内部識別番号の宛名情報と個人番号をひも付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	税務総合情報システムの保守・運用	
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業, ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業, 職員からの問合せに対する調査, 作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
移転先1	市民税課
①法令上の根拠	番号法9条, 別表の事務において, 事務の効率化に利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人県民税, 市税の徴収関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2	資産税課
①法令上の根拠	番号法9条, 別表の事務において, 事務の効率化に利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市税の徴収関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し, サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 滞納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及びその関連者
その必要性	市税の公平な徴収事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	1. その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報, 連絡先: 督促状や催告書などの文書を送付したり, 納税交渉を行う際に使用するために保有 3. その他住民票関係情報: 納税義務者に関する調査を行うために保有 4. 地方税関係情報, 雇用・労働関係情報及び年金関係情報: 納税者の実態を把握するために保有 5. 生活保護・社会福祉関係情報: 滞納処分の執行停止を判断するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	呉市 財務部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税課, 資産税課, 生活支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構, 税務署, 中小企業基盤整備機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県, 他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関, 保険会社, 電話会社, 事業所) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	市税の滞納整理を行うため。	
④使用の主体	使用部署	収納課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法		滞納整理に関する事務 ・収納情報から滞納者を抽出して滞納整理を行う。
	情報の突合	上記の地方税に係る徴収に関する事務において、内部識別番号の宛名情報と個人番号をひも付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
委託事項1	税務総合情報システムの保守・運用	
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業, ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業, 職員からの問合せに対する調査, 作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている () 2) 件 [] 行っていない
移転先1	市民税課
①法令上の根拠	番号法9条, 別表の事務において, 事務の効率化に利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人県民税, 市税の徴収関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2	資産税課
①法令上の根拠	番号法9条, 別表の事務において, 事務の効率化に利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市税の徴収関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し, サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 宛名管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税調査対象者, 納税義務者の関連者
その必要性	市税の公平な徴収事務を行うため
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	1. その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報, 連絡先: 督促状や催告書などの文書を送付したり, 納税交渉を行う際に使用するために保有 3. その他住民票関係情報: 納税義務者に関する調査を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	呉市 財務部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民窓口課, 市民税課, 資産税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	市税の収納管理及び滞納整理を行うため。	
④使用の主体	使用部署	収納課, 市民税課, 資産税課, 市民窓口課, 各市民センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </small>
⑤使用方法	1. 督促状発送に関する事務 ・納期限経過後未納となっている者を収納情報から抽出して督促状の作成・発送をする。 2. 滞納整理に関する事務 ・収納情報から滞納者を抽出して滞納整理を行う。 3. 過誤納金に関する事務 ・収納情報から市税の過誤納金を抽出して還付・充当処理を行う。 4. 口座振替に関する事務 ・収納情報から口座振替申込者を抽出して金融機関へ口座振替を依頼する。 ・金融機関から振替結果を受領して収納情報に反映させる。 5. 納税証明書に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき, 納税証明書を発行する。	
	情報の突合	上記の地方税に係る徴収に関する事務において, 内部識別番号の宛名情報と個人番号をひも付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない </small> <input type="checkbox"/> () 1) 件	
委託事項1	税務総合情報システムの保守・運用	
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </small>	
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない </small>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 統合宛名ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税調査対象者, 納税義務者の関連者
その必要性	市税の公平な徴収事務を行うため
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号, その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	呉市 財務部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民窓口課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	市税の収納管理及び滞納整理を行うため。								
④使用の主体	使用部署	収納課, 市民税課, 資産税課, 市民窓口課, 各市民センター							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		1. 督促状発送に関する事務 ・納期限経過後未納となっている者を収納情報から抽出して督促状の作成・発送をする。 2. 滞納整理に関する事務 ・収納情報から滞納者を抽出して滞納整理を行う。 3. 過誤納金に関する事務 ・収納情報から市税の過誤納金を抽出して還付・充当処理を行う。 4. 口座振替に関する事務 ・収納情報から口座振替申込者を抽出して金融機関へ口座振替を依頼する。 ・金融機関から振替結果を受領して収納情報に反映させる。 5. 納税証明書に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、納税証明書を発行する。							
	情報の突合	上記の地方税に係る徴収に関する事務において、内部識別番号の宛名情報と個人番号を紐付けて使用する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 委託する [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> (1) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	税務総合情報システムの保守・運用								
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業, ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業, 職員からの問合せに対する調査, 作業指示に基づくデータ抽出等								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 収納管理ファイル

1.納税義務者 宛名番号 2.納付書宛先 宛名番号 3.固定所有者 宛名番号 4.自治体コード 5.調定年度 6.賦課年度 7.科目コード 8.通知書番号 9.年税額 10.年税按分額 11.法定納期限等 12.法人宛番号 13.事業年度 14.事業年度開始日 15.事業年度終了日 16.調定年月日 17.申告区分 18.本来調定年月日 19.法定納期限 20.指定納期限 21.延長納期限 22.申告受付日 23.当初申告受付日 24.更正決定通知日(市町村) 25.更正決定通知日(国) 26.延滞金除算期間開始日 27.延滞金除算期間終了日 28.重加算金額 29.減額理由 30.修正申告区分 31.更正決定理由 32.減額発生日 33.減額調定日 34.控除額 35.更正請求日 36.納通公示日 37.納通公示理由 38.異動事由 39.軽自標識番号 40.軽自車種 41.特徴指定番号 42.更正日 43.期別 44.現年・過年度区分 45.一般・随時区分 46.期別調定額 47.確定延滞金 48.課税前延滞金基準日 49.課税前延滞金 50.督促手数料 51.納期限 52.滞納処分名称 53.滞納処分開始日 54.滞納処分終了日 55.滞納処分備考 56.按分名称 57.期別按分額 58.特徴退職人数 59.期別履歴その他名称 60.期別履歴その他金額 61.納付書発送年度 62.納付書送料科目 63.納付書送料本税額 64.納付書送料延滞金 65.納付書送料手数料 66.納付書送付日 67.納付書種類 68.繰越年度 69.繰越調定額 70.繰越按分額 71.軽自口座領収発付日 72.口座振替宛番号 73.口座振替請求額 74.口座振替不能事由 75.催告発付日 76.督促発付日 77.督促金額 78.督促公示送達日 79.督促公示理由 80.消込アンマッチ名称 81.領収書登録方法 82.領収書種類 83.納付区分 84.納付歳入出年度 85.納付歳入出区分 86.領収日時 87.会計日(確報日) 88.OCR分冊番号 89.OCR納付書送付年度 90.OCR領収書歳入年度 91.OCR領収書領収日 92.OCR自治体コード 93.OCR調定年度 94.OCR賦課年度 95.OCR科目コード 96.OCR期別 97.OCR事業年度開始 98.OCR事業年度終了 99.OCR領収書本税額 100.OCR領収書延滞金 101.OCR領収書手数料 102.OCR領収書按分額 103.OCR読込連番 104.領収日 105.会計日 106.会計受入年度 107.払込金融機関 108.払込支店 109.納付本税額 110.納付延滞金額 111.納付督促手数料 112.納付按分本税額 113.還付年度 114.還付通知番号 115.過誤納還付通知番号 116.過誤納還日 117.過誤納解消日時 118.支払開始日 119.還付確定日 120.還付通知発付日 121.充当確定日 122.還付時効日 123.還付支払日 124.還付会計日 125.還付加算金起算日 126.還付加算金決定日 127.還付充当歳入出年度 128.還付充当歳入出区分 129.還付充当(振込先)金融機関名称 130.還付充当(振込先)支店名称 131.還付充当(振込先)口座種別 132.還付充当(振込先)口座番号 133.還付充当(振込先)口座名義人 134.還付充当(送付先)郵便番号 135.還付充当(送付先)住所 136.還付充当(送付先)氏名 137.還付充当義務者氏名 138.還付充当特徴個人宛番号 139.還付充当過誤納理由 140.還付充当正当額本税額 141.還付充当正当額延滞金 142.還付充当正当額手数料 143.還付充当納付額本税額 144.還付充当納付額延滞金 145.還付充当納付額手数料 146.還付本税額 147.還付延滞金 148.還付手数料 149.還付加算金 150.還付按分本税額 151.充当本税額 152.充当延滞金 153.充当手数料 154.充当先通知書番号 155.充当先期別 156.充当先未納本税額 157.充当先未納延滞金 158.充当先未納手数料 159.充当先納付本税額 160.充当先納付延滞金 161.充当先納付手数料 162.充当按分本税額 163.充当先按分本税額

2. 滞納管理ファイル

1.滞納管理番号 2.宛名番号 3.備考 4.他未納 5.徴税吏員 6.他未納種類 7.他未納有無 8.関連者 宛名番号 9.関連者 滞納管理番号 10.関連者 調査日 11.基本情報 現状 12.基本情報 生活保護受給日 13.基本情報 納付見込 14.基本情報 方針 15.基本情報 生活状況 16.基本情報 調査日 17.基本情報 滞納区分 18.基本情報 形態区分 19.基本情報 生活保護廃止日 20.所在情報 調査氏名 21.所在情報 住所 22.所在情報 調査結果区分 23.所在情報 調査日 24.勤務先情報 調査勤務先 25.勤務先情報 住所 26.勤務先情報 調査電話番号 27.勤務先情報 調査内線 28.勤務先情報 勤務状況 番号 29.勤務先情報 調査指定番号 30.勤務先情報 調査日 31.勤務先情報 受給者番号 32.経過催告情報 宛名番号 33.経過催告情報 徴税吏員 34.経過催告情報 記録日 35.経過催告情報 記録時刻 36.経過催告情報 交渉相手 37.経過催告情報 交渉内容 38.経過催告情報 交渉場所 39.経過催告情報 金額 40.経過催告情報 内容 41.経過催告情報 催告期限 42.経過催告情報 納付額 43.経過催告情報 次回予定日 44.経過催告情報 次回予定時刻 45.経過催告情報 次回予定交渉内容 46.経過催告情報 次回予定備考 47.経過催告情報 次回徴税吏員 48.経過催告明細情報 調定年度 49.経過催告明細情報 賦課年度 50.経過催告明細情報 税目 51.経過催告明細情報 自治体コード 52.経過催告明細情報 領収書番号 53.経過催告明細情報 表示通知書番号 54.経過催告明細情報 期別 55.経過催告明細情報 税額 56.経過催告明細情報 延滞金 57.経過催告明細情報 督促手数料 58.臨場調査情報 調査項目 59.臨場調査情報 調査内容 60.臨場調査情報 調査選択内容 61.臨場調査情報 調査日 62.臨場調査情報 記録時刻 63.給与情報 給与支払日 64.給与情報 支払方法 65.給与情報 振込金融機関 66.給与情報 振込支店 67.給与情報 預金種別 68.給与情報 振込口座 69.給与情報 調査日 70.給与情報 職種 71.給与情報 月収 72.給与情報 年収 73.給与情報 支払月額 74.給与情報 総債務額 75.不動産情報 資産番号 76.不動産情報 不動産区分 77.不動産情報 所在地 所在 78.不動産情報 所在地 甲乙 79.不動産情報 所在地 本番 80.不動産情報 所在地 枝番 81.不動産情報 地積 82.不動産情報 地目 83.不動産情報 家屋構造 84.不動産情報 評価額 85.不動産情報 種類 86.不動産情報 床面積 87.不動産情報 家屋番号 88.不動産情報 調査日 89.不動産情報 換地/建物名称 90.不動産情報 敷地権の種類 91.不動産情報 共有持分/敷地割合 92.不動産情報 共有持分(マンション) 93.不動産情報 床面積 その他名称 94.不動産情報 専有床面積 95.不動産情報 専有構造/建物番号 96.不動産情報 不動産番号 97.不動産情報 マンション 所在 98.不動産情報 マンション 甲乙 99.不動産情報 マンション 本番 100.不動産情報 マンション 枝番 101.不動産情報 土地の符号 102.不動産情報 敷地権 土地の符号 103.不動産情報 敷地権 種類 104.不動産情報 敷地権 割合 105.不動産情報 権利者 設定年月日 106.不動産情報 権利者 解除年月日 107.不動産情報 権利者 公私区分 108.不動産情報 権利者 甲乙 109.不動産情報 権利者 名称 110.不動産情報 権利者 職名 111.不動産情報 権利者 氏名 112.不動産情報 権利者 住所 113.不動産情報 権利者 代理人名称 114.不動産情報 権利者 代理人職名 115.不動産情報 権利者 代理人氏名 116.不動産情報 権利者 代理人住所 117.預貯金情報 金融機関 118.預貯金情報 支店 119.預貯金情報 預金種別 120.預貯金情報 口座番号 121.預貯金情報 名義人 122.預貯金情報 残高 123.預貯金情報 貸付残高 124.預貯金情報 調査日 125.預貯金情報 最終取引日 126.預貯金情報 差押フラグ 127.預貯金情報 備考 128.債権情報 債権種類 129.債権情報 金額 内容 130.債権情報 金額 131.債権情報 その他 132.債権情報 支払人 133.債権情報 支払場所 134.債権情報 支払期日 135.債権情報 振出人 136.債権情報 振出場所 137.債権情報 振出日付 138.債権情報 調査日 139.債権情報 備考 140.電話加入権情報 局番 141.電話加入権情報 電話番号 142.電話加入権情報 NTT受付番号 143.電話加入権情報 NTT受付日 144.電話加入権情報 設置場所 145.電話加入権情報 調査日 146.電話加入権情報 登録住所 147.動産情報 動産種類 148.動産情報 内容 149.動産情報 調査日 150.搜索情報 徴税吏員 151.搜索情報 搜索日 152.搜索情報 開始時間 153.搜索情報 終了時間 154.搜索情報 搜索場所 155.搜索情報 立会人 156.搜索情報 第三者 157.搜索情報 備考 158.搜索情報 調査日 159.猶予情報 管理番号 160.猶予情報 徴税吏員 161.猶予情報 申請日 162.猶予情報 延長申請日 163.猶予情報 期間自 164.猶予情報 期間至 165.猶予情報 延滞金区分 166.猶予情報 納付方法 167.猶予情報 納付予定日 168.猶予情報 納付予定額 169.猶予情報 取消日 170.猶予情報 理由 171.猶予情報 取消理由 172.猶予情報 猶予区分 173.猶予情報 明細 調定年度 174.猶予情報 明細 賦課年度 175.猶予情報 明細 税目 176.猶予情報 明細 通知書番号 177.猶予情報 明細 期別 178.猶予情報 明細 納期限日 179.猶予情報 明細 法定納期限等 180.猶予情報 明細 期別 税額 181.猶予情報 明細 納付額 182.猶予情報 明細 延滞金 183.猶予情報 明細 延滞金納付額 184.猶予情報 明細 督促手数料 185.猶予情報 担保 担保権設定日 186.猶予情報 担保 嘱託書受付番号 187.猶予情報 担保 担保物件所有者住所 188.猶予情報 担保 担保物件所有者氏名 189.猶予情報 担保 担保財産 190.猶予情報 担保 担保内容 191.猶予情報 担保 登記法務局 192.分納情報 管理番号 193.分納情報 徴税吏員 194.分納情報 届出日 195.分納情報 誓約日 196.分納情報 期間自 197.分納情報 期間至 198.分納情報 支払月 199.分納情報 支払日 200.分納情報 納付方法 201.分納情報 分納金額 202.分納情報 分納回数 203.分納情報 解除日 204.分納情報 加算月 205.分納情報 加算金 206.分納情報 内入金額 207.分納情報 理由 208.分納情報 備考 209.分納情報 明細 調定年度 210.

分納情報 明細 賦課年度 211.分納情報 明細 税目 212.分納情報 明細 通知書番号 213.分納情報 明細 期別 214.分納情報 明細 納期限日 215.分納情報 明細 法定納期限等 216.分納情報 明細 期別税額 217.分納情報 明細 納付額 218.分納情報 明細 延滞金 219.分納情報 明細 延滞金納付額 220.分納情報 明細 督促手数料 221.分納情報 計画 回数 222.分納情報 計画 納付予定日 223.分納情報 計画 調定年度 224.分納情報 計画 賦課年度 225.分納情報 計画 税目 226.分納情報 計画 通知書番号 227.分納情報 計画 期別 228.分納情報 計画 納期限日 229.分納情報 計画 税額 230.分納情報 計画 延滞金 231.分納情報 計画 手数料 232.交付要求情報 管理番号 233.交付要求情報 交付要求状況 234.交付要求情報 徴税吏員 235.交付要求情報 理由 236.交付要求情報 年度 237.交付要求情報 日付 238.交付要求情報 事件年度 239.交付要求情報 事件内容 240.交付要求情報 事件番号 241.交付要求情報 該当法 242.交付要求情報 代理人職名 243.交付要求情報 代理人氏名 244.交付要求情報 代理人住所 245.交付要求情報 裁判所 246.交付要求情報 書記官 247.交付要求情報 書記官肩書 248.交付要求情報 破産管財人所属 249.交付要求情報 破産管財人名称 250.交付要求情報 破産管財人肩書 251.交付要求情報 解除理由 252.交付要求情報 解除日付 253.交付要求情報 完結日付 254.交付要求情報 取下日付 255.交付要求情報 滞調法用差押日付 256.交付要求情報 配達日付 257.交付要求情報 破産日 258.交付要求情報 解除区分 259.交付要求情報 明細 調定年度 260.交付要求情報 明細 賦課年度 261.交付要求情報 明細 税目 262.交付要求情報 明細 通知書番号 263.交付要求情報 明細 期別 264.交付要求情報 明細 納期限日 265.交付要求情報 明細 法定納期限等 266.交付要求情報 明細 期別税額 267.交付要求情報 明細 納付額 268.交付要求情報 明細 延滞金 269.交付要求情報 明細 延滞金納付額 270.交付要求情報 明細 督促手数料 271.交付要求情報 権利者 設定年月日 272.交付要求情報 権利者 配達年月日 273.交付要求情報 権利者 名称 274.交付要求情報 権利者 職名 275.交付要求情報 権利者 氏名 276.交付要求情報 権利者 住所 277.交付要求情報 権利者 代理人名称 278.交付要求情報 権利者 代理人職名 279.交付要求情報 権利者 代理人氏名 280.交付要求情報 権利者 代理人住所 281.交付要求情報 権利者 交付要求時金額 282.交付要求情報 不動産 資産番号 283.交付要求情報 不動産 不動産区分 284.交付要求情報 不動産 解除日 285.交付要求情報 不動産 配当 286.交付要求情報 不動産 所在地 所在 287.交付要求情報 不動産 所在地 甲乙 288.交付要求情報 不動産 所在地 本番 289.交付要求情報 不動産 所在地 枝番 290.交付要求情報 不動産 地積 291.交付要求情報 不動産 地目 292.交付要求情報 不動産 家屋構造 293.交付要求情報 不動産 評価額 294.交付要求情報 不動産 種類 295.交付要求情報 不動産 床面積 296.交付要求情報 不動産 家屋番号 297.交付要求情報 不動産 換地/建物名 298.交付要求情報 不動産 敷地権の種類 299.交付要求情報 不動産 共有持分/敷地割合 300.交付要求情報 不動産 共有持分(マンション) 301.交付要求情報 不動産 床面積その他 名称 302.交付要求情報 不動産 専有床面積 303.交付要求情報 不動産 専有構造/建物番号 304.交付要求情報 不動産 不動産番号 305.交付要求情報 不動産 土地の符号 306.交付要求情報 不動産 マンション 所在 307.交付要求情報 不動産 マンション 甲乙 308.交付要求情報 不動産 マンション 本番 309.交付要求情報 不動産 マンション 枝番 310.交付要求情報 不動産 敷地権 土地の符号 311.交付要求情報 不動産 敷地権 種類 312.交付要求情報 不動産 敷地権 割合 313.交付要求情報 不動産 調査日 314.交付要求情報 売却 期間入札開始日 315.交付要求情報 売却 期間入札終了日 316.交付要求情報 売却 期間入札開始日 317.交付要求情報 売却 期間入札売却決定日 318.交付要求情報 売却 期間特別売却開始日 319.交付要求情報 売却 期間特別売却終了日 320.交付要求情報 売却 対象物件 321.交付要求情報 債権現在額 番号 322.交付要求情報 債権現在額 破産区分 323.交付要求情報 債権現在額 代金納付日 324.交付要求情報 債権現在額 申立日 325.交付要求情報 債権現在額 配当日 326.交付要求情報 債権現在額 配当額 327.交付要求情報 債権現在額 裁判所 328.交付要求情報 債権現在額 書記官名称 329.交付要求情報 債権現在額 書記官肩書 330.交付要求情報 債権現在額 明細 調定年度 331.交付要求情報 債権現在額 明細 賦課年度 332.交付要求情報 債権現在額 明細 税目 333.交付要求情報 債権現在額 明細 通知書番号 334.交付要求情報 債権現在額 明細 期別 335.交付要求情報 債権現在額 明細 納期限日 336.交付要求情報 債権現在額 明細 法定納期限等 337.交付要求情報 債権現在額 明細 期別税額 338.交付要求情報 債権現在額 明細 納付額 339.交付要求情報 債権現在額 明細 充当額 340.交付要求情報 債権現在額 明細 延滞金 341.交付要求情報 債権現在額 明細 延滞金納付額 342.交付要求情報 債権現在額 明細 延滞金充当額 343.交付要求情報 債権現在額 明細 督促手数料 344.交付要求情報 債権現在額 明細 督促手数料充当額 345.交付要求情報 債権現在額 受託証書 債権種類 346.交付要求情報 債権現在額 受託証書 記号番号 347.交付要求情報 債権現在額 受託証書 取立金額 348.交付要求情報 債権現在額 受託証書 券面金額 349.交付要求情報 債権現在額 受託証書 支払人 350.交付要求情報 債権現在額 受託証書 支払場所 351.交付要求情報 債権現在額 受託証書 振出期日 352.交付要求情報 債権現在額 受託証書 支払期日 353.交付要求情報 債権現在額 受託証書 振出人 354.交付要求情報 債権現在額 受託証書 振出場所 355.交付要求情報 債権現在額 受託証書 徴税吏員 356.交付要求情報 債権現在額 受託証書 出納員 357.交付要求情報 債権現在額 受託証書 収入役 358.差押情報 管理番号 359.差押情報 徴税吏員 360.差押情報 差押種別 361.差押情報 差押方法 362.差押情報 理由 363.差押情報 年度 364.差押情報 日付 365.差押情報 発送日 366.差押情報 差押調書作成場所 367.差押情報 差押履行期間 368.差押情報 第三債務者名称 369.差押情報 第三債務者住所 370.差押情報 執行機関差押日付 371.差押情報 執行機関名称 372.差押情報 執行機関住所 373.差押情報 解除日付 374.差押情報 解除理由 375.差押情報 差押配当場所 376.差押情報 配当期日 377.差押情報 配当時刻 378.差押情報 配当計算書作成日 379.差押情報 配当充当日 380.差押情報 配当換価代金 381.差押情報 配当残余金交付先 382.差押情報 配当参考 383.差押情報 登記法務局 384.差押情報 滞納処分費 385.差押情報 解除時 差押金額 386.差押情報 解除時 市税充当額 387.差押情報 登記受付日 388.差押情報 登記受付番号 389.差押情報 満了日 390.差押情報 配当順位 391.差押情報 明細 調定年度 392.差押情報 明細 賦課年度 393.差押情報 明細 税目 394.差押情報 明細 通知書番号 395.差押情報 明細 期別 396.差押情報 明細 納期限日 397.差押情報 明細 法定納期限等 398.差押情報 明細 期別税額 399.差押情報 明細 納付額 400.差押情報 明細 延滞金 401.差押情報 明細 延滞金納付額 402.差押情報 明細 督促手数料 403.差押情報 明細 配当前未納額 404.差押情報 明細 配当前未納延滞金 405.差押情報 明細 配当前未納督促手数料 406.差押情報 明細 配当税額 407.差押情報 明細 配当延滞金 408.差押情報 明細 配当督促手数料 409.差押情報 権利者 設定年月日 410.差押情報 権利者 解除年月日 411.差押情報 権利者 甲乙 412.差押情報 権利者 名称 413.差押情報 権利者 職名 414.差押情報 権利者 氏名 415.差押情報 権利者 住所 416.差押情報 権利者 交付要求額 417.差押情報 権利者 配当額 418.差押情報 権利者 配当順位 419.差押情報 権利者 公私区分 420.差押情報 債権 内容 421.差押情報 債権 債権種類 422.差押情報 不動産 資産番号 423.差押情報 不動産 区分 424.差押情報 不動産 解除日 425.差押情報 不動産 配当 426.差押情報 不動産 所在地 所在 427.差押情報 不動産 所在地 甲乙 428.差押情報 不動産 所在地 本番 429.差押情報 不動産 所在地 枝番 430.差押情報 不動産 地積 431.差押情報 不動産 地目 432.差押情報 不動産 家屋構造 433.差押情報 不動産 評価額 434.差押情報 不動産 種類 435.差押情報 不動産 床面積 436.差押情報 不動産 家屋番号 437.差押情報 不動産 換地/建物名称 438.差押情報 不動産 敷地権の種類 439.差押情報 不動産 共有持分/敷地割合 440.差押情報 不動産 共有持分(マンション) 441.差押情報 不動産 床面積その他 名称 442.差押情報 不動産 専有床面積 443.差押情報 不動産 専有構造/建物番号 444.差押情報 不動産 不動産番号 445.差押情報 不動産 土地の符号 446.差押情報 不動産 敷地権 土地の符号 447.差押情報 不動産 敷地権 種類 448.差押情報 不動産 敷地権 割合 449.差押情報 不動産 調査日 450.差押情報 電話加入権 局番 451.差押情報 電話加入権 局番 電話番号 452.差押情報 電話加入権 局番 NTT受付番号 453.差押情報 電話加入権 局番 NTT受付日 454.差押情報 電話加入権 局番 設置場所 455.差押情報 電話加入権 局番 D64区分 456.差押情報 動産 搜索日 457.差押情報 動産 搜索開始時間 458.差押情報 動産 搜索終了時間 459.差押情報 動産 搜索場所 460.差押情報 動産 第三者 461.差押情報 動産 内容 462.差押情報 動産 動産種類 463.差押情報 無体財産権 内容 464.差押情報 無体財産権 種類 465.差押情報 債権現在額 番号 466.差押情報 債権現在額 代金納付日 467.差押情報 債権現在額 申立日 468.差押情報 債権現在額 配当残余金交付先 469.差押情報 債権現在額 裁判所 470.

差押情報 債権現在額 書記官 名称 471.差押情報 債権現在額 書記官 肩書 472.差押情報 債権現在額 明細 調定年度 473.差押情報 債権現在額 明細 賦課年度 474.差押情報 債権現在額 明細 税目 475.差押情報 債権現在額 明細 通知書番号 476.差押情報 債権現在額 明細 期別 477.差押情報 債権現在額 明細 納期限日 478.差押情報 債権現在額 明細 法定納期限等 479.差押情報 債権現在額 明細 期別 税額 480.差押情報 債権現在額 明細 納付額 481.差押情報 債権現在額 明細 充当額 482.差押情報 債権現在額 明細 延滞金 483.差押情報 債権現在額 明細 延滞金納付額 484.差押情報 債権現在額 明細 延滞金充当額 485.差押情報 債権現在額 明細 督促手数料 486.差押情報 債権現在額 明細 督促手数料充当額 487.差押情報 債権現在額 明細 配当前未納額 488.差押情報 債権現在額 明細 配当前未納延滞金 489.差押情報 債権現在額 明細 配当前未納督促手数料 490.差押情報 債権現在額 明細 配当税額 491.差押情報 債権現在額 明細 配当延滞金 492.差押情報 債権現在額 明細 配当督促手数料 493.差押情報 債権現在額 権利者 設定年月日 494.差押情報 債権現在額 権利者 解除年月日 495.差押情報 債権現在額 権利者 甲乙 496.差押情報 債権現在額 権利者 名称 497.差押情報 債権現在額 権利者 職名 498.差押情報 債権現在額 権利者 氏名 499.差押情報 債権現在額 権利者 住所 500.差押情報 債権現在額 権利者 交付要求額 501.差押情報 債権現在額 権利者 配当額 502.差押情報 債権現在額 権利者 配当順位 503.差押情報 債権現在額 権利者 公私区分 504.差押情報 債権現在額 不動産 資産番号 505.差押情報 債権現在額 不動産 区分 506.差押情報 債権現在額 不動産 解除日 507.差押情報 債権現在額 不動産 配当 508.差押情報 債権現在額 不動産 所在地 所在 509.差押情報 債権現在額 不動産 所在地 甲乙 510.差押情報 債権現在額 不動産 所在地 本番 511.差押情報 債権現在額 不動産 所在地 枝番 512.差押情報 債権現在額 不動産 地積 513.差押情報 債権現在額 不動産 地目 514.差押情報 債権現在額 不動産 家屋構造 515.差押情報 債権現在額 不動産 評価額 516.差押情報 債権現在額 不動産 種類 517.差押情報 債権現在額 不動産 床面積 518.差押情報 債権現在額 不動産 家屋番号 519.差押情報 債権現在額 不動産 換地/建物名称 520.差押情報 債権現在額 不動産 敷地権の種類 521.差押情報 債権現在額 不動産 共有持分/敷地割合 522.差押情報 債権現在額 不動産 共有持分(マンション) 523.差押情報 債権現在額 不動産 床面積その他 名称 524.差押情報 債権現在額 不動産 専有床面積 525.差押情報 債権現在額 不動産 専有構造/建物番号 526.差押情報 債権現在額 不動産 不動産番号 527.差押情報 債権現在額 不動産 土地の符号 528.差押情報 債権現在額 不動産 マンション 所在 529.差押情報 債権現在額 不動産 マンション 甲乙 530.差押情報 債権現在額 不動産 マンション 本番 531.差押情報 債権現在額 不動産 マンション 枝番 532.差押情報 債権現在額 不動産 敷地権 土地の符号 533.差押情報 債権現在額 不動産 敷地権 種類 534.差押情報 債権現在額 不動産 敷地権 割合 535.差押情報 債権現在額 不動産 調査日 536.線上徴収情報 管理番号 537.線上徴収情報 徴税吏員 538.線上徴収情報 線上徴収日 539.線上徴収情報 時間 540.線上徴収情報 理由 541.線上徴収情報 明細 調定年度 542.線上徴収情報 明細 賦課年度 543.線上徴収情報 明細 税目 544.線上徴収情報 明細 通知書番号 545.線上徴収情報 明細 期別 546.線上徴収情報 明細 変更前納期限 547.線上徴収情報 明細 変更後納期限 548.線上徴収情報 明細 税額 549.執行停止情報 管理番号 550.執行停止情報 徴税吏員 551.執行停止情報 年度 552.執行停止情報 停止日 553.執行停止情報 作成日 554.執行停止情報 解除日 555.執行停止情報 該当事項 556.執行停止情報 即時欠損有無 557.執行停止情報 処分状況 558.執行停止情報 資産状況 559.執行停止情報 滞納原因 560.執行停止情報 理由 561.執行停止情報 その他 562.執行停止情報 解除理由 563.執行停止情報 明細 調定年度 564.執行停止情報 明細 賦課年度 565.執行停止情報 明細 税目 566.執行停止情報 明細 通知書番号 567.執行停止情報 明細 期別 568.執行停止情報 明細 一部解除日 569.執行停止情報 明細 納期限日 570.執行停止情報 明細 法定納期限等 571.執行停止情報 明細 期別 税額 572.執行停止情報 明細 納付額 573.執行停止情報 明細 延滞金 574.執行停止情報 明細 延滞金納付額 575.執行停止情報 明細 督促手数料 576.執行停止情報 財産調査 宛名番号 577.執行停止情報 財産調査 納税義務者名 578.執行停止情報 財産調査 世帯人数 579.執行停止情報 財産調査 世帯員の滞納有無 580.執行停止情報 財産調査 住所 581.執行停止情報 財産調査 法人 解散日 582.執行停止情報 財産調査 法人 代表者 583.執行停止情報 財産調査 生活保護有無 584.執行停止情報 財産調査 生活保護 開始日 585.執行停止情報 財産調査 財産調査 検索有無 586.執行停止情報 財産調査 検索 開始日 587.執行停止情報 財産調査 現状区分 588.執行停止情報 財産調査 現状 日付 589.執行停止情報 財産調査 文章催告回数 590.執行停止情報 財産調査 郵便返戻有無 591.執行停止情報 財産調査 現地調査有無 592.執行停止情報 財産調査 電話催告有無 593.執行停止情報 財産調査 死亡日 594.執行停止情報 財産調査 預金調査 銀行名 595.執行停止情報 財産調査 預金調査 預金残高 596.執行停止情報 財産調査 預金調査 貸付残高 597.執行停止情報 財産調査 預金調査 担保 598.執行停止情報 財産調査 勤務先名称 599.執行停止情報 財産調査 勤務状態 600.執行停止情報 財産調査 所得年 601.執行停止情報 財産調査 所得金額 602.執行停止情報 財産調査 所得種別 603.執行停止情報 財産調査 支給月 604.執行停止情報 財産調査 財産調査 支給金 605.執行停止情報 財産調査 私権保有無 606.執行停止情報 財産調査 生命保険有無 607.執行停止情報 財産調査 生命保険会社 608.執行停止情報 財産調査 証券番号 609.執行停止情報 財産調査 解約返戻金額 610.執行停止情報 財産調査 車両有無 611.執行停止情報 財産調査 車種および排気量 612.執行停止情報 財産調査 年式 613.執行停止情報 財産調査 ナンバー 614.執行停止情報 財産調査 その他の動産有無 615.執行停止情報 財産調査 その他の動産 616.執行停止情報 財産調査 不動産有無 617.執行停止情報 財産調査 土地有区分 618.執行停止情報 財産調査 家屋有区分 619.執行停止情報 財産調査 抵当権有区分 620.執行停止情報 財産調査 抵当権者名 621.執行停止情報 財産調査 債権額 622.執行停止情報 財産調査 備考 623.不納欠損情報 管理番号 624.不納欠損情報 徴税吏員 625.不納欠損情報 年度 626.不納欠損情報 不納欠損日 627.不納欠損情報 作成日 628.不納欠損情報 決議内容 629.不納欠損情報 該当事項 630.不納欠損情報 該当事項15-7-1 631.不納欠損情報 該当事項15-7-4 632.不納欠損情報 該当事項15-7-5 633.不納欠損情報 該当事項18-1 634.不納欠損情報 処分状況 635.不納欠損情報 資産状況 636.不納欠損情報 滞納原因 637.不納欠損情報 理由 638.不納欠損情報 その他 639.不納欠損情報 明細 調定年度 640.不納欠損情報 明細 賦課年度 641.不納欠損情報 明細 税目 642.不納欠損情報 明細 通知書番号 643.不納欠損情報 明細 期別 644.不納欠損情報 明細 納期限日 645.不納欠損情報 明細 法定納期限等 646.不納欠損情報 明細 時効完成日 647.不納欠損情報 明細 処分 648.不納欠損情報 明細 期別 税額 649.不納欠損情報 明細 納付額 650.不納欠損情報 明細 延滞金 651.不納欠損情報 明細 延滞金納付額 652.不納欠損情報 明細 督促手数料

3. 宛名管理ファイル

1.漢字氏名 2.生年月日 3.性別 4.現住所 5.続柄 6.世帯主氏名 7.宛名番号 8.電話番号

4. 統合宛名ファイル

1.個人番号 2.宛名番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納管理ファイル 2. 滞納管理ファイル 3. 宛名管理ファイル 4. 統合宛名ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請・届出等の様式を、不必要な情報が記載されないよう分かりやすいものにするるとともに、様式に記載された情報について、事務マニュアルに基づき、受付時に確認を行う。 ・他部署又は他機関から情報を入手する場合は、庁内連携システム等の認められた方法以外で入手を禁止するとともに、入手記録を保存し、定期的に確認を行う。 <p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システム情報を入手する場合には、必要な情報以外を入手できないようシステム上で制限を行う。 <p>（具体的な内容を以下に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作資格に応じて、参照できる項目を制限する。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を逸脱した入手が行われているおそれがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報を入手する場合の適切な方法や法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制限を行っている。 ・宛名情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離し、さらに、個人番号は宛名番号のみを同じファイルに保持することで分散管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者及び委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者及び不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。</p> <p>その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンロック等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイは、来庁者に画面内容が分からないようにする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・取得した画面のハードコピーは、利用後、直ちに裁断処理を行う。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市個人情報保護条例及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守する。 ・情報資産の収受に当たり、適正に管理する。 ・情報資産の搬送に当たり、不正利用を防止するための措置を講じる。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく第三者に委託してはならない。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく他の場所に立ち寄ってはならない。 ・情報資産を損傷し、又は滅失するようなことのないよう安全な管理を行う。 ・情報資産(複写及び複製したものを含む。)を業務完了後又は契約解除時に、速やかに返還する。 ・情報資産を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、他に漏れることのないよう確実に廃棄する。 ・情報資産を本市が指定した目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。 ・情報資産を本市の許可なく複写し又は複製してはならない。 ・知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 ・当該契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに報告する。 ・本市は、情報資産の状況について、検査を行うことができる。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転が認められるものについては、番号法で規定されているもののほか、番号法第9条第2項に基づく条例で規定する。 ・認められた提供・移転については、庁内連携システム等の認められた方法以外を禁止する。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバの運用における措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムが入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞
 ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
 ＜中間サーバプラットフォームにおける措置＞
 ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	＜呉市における措置＞ ・入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜呉市における措置＞ ・職員に対しては、配属時及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、覚書に個人情報(特定個人情報を含む。)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業者内においてセキュリティ教育を実施することを義務付ける。	

10. その他のリスク対策

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	呉市 財務部 収納課 税制グループ 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3199
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	呉市 財務部 収納課 税制グループ 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3199
②対応方法	問合せ時に問合せ受付票を起票し、問合せに対する対応についての記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年7月23日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

